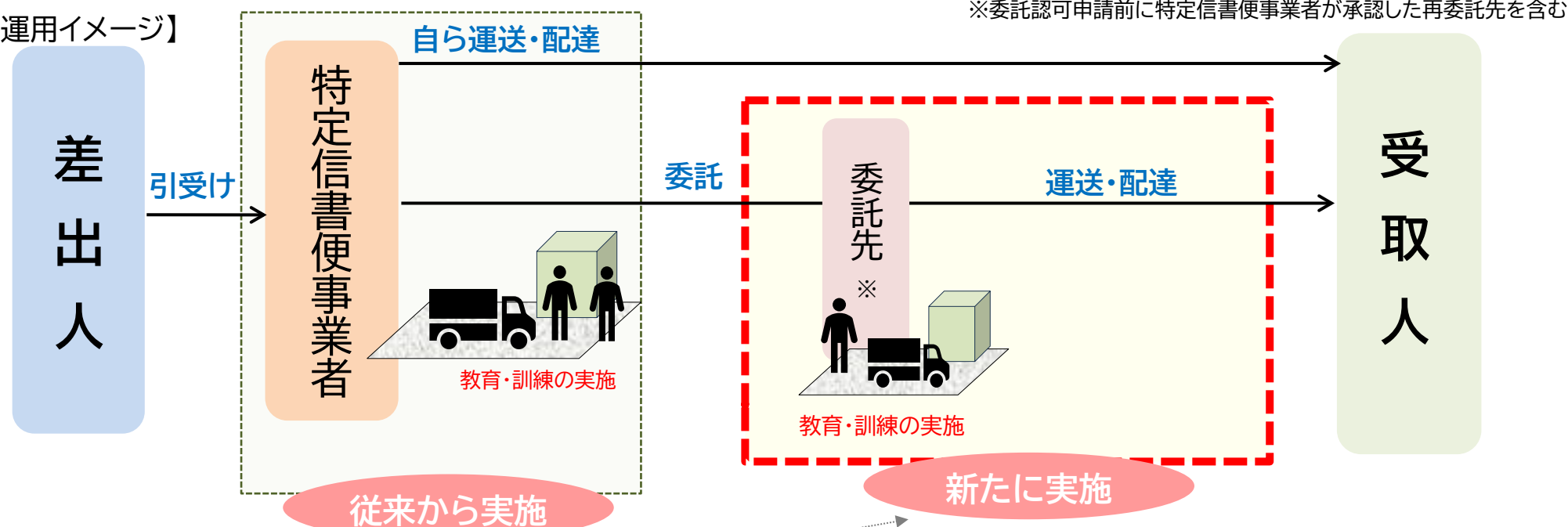


信書便物の秘密の保護に向けた委託先従業員に対する教育・訓練の実施について（参考3）

- 物流の2024年問題によるドライバー不足等により、今後、特定信書便事業についても業務の一部の委託が増加することが予想される。
- そのため、関連通達を改正し、検査において、信書便物の秘密の保護に向けた委託先従業員(※)に対する教育・訓練の実施状況についても把握することとした(令和7年度から開始)。
- (一社)信書便事業者協会においても、新たに委託先を対象とした講習会を開始することとし、同協会とも連携し、信書便物の秘密の保護を図る取組みを推進。

【運用イメージ】



総合通信局における検査
委託先(※)を含めた信書便物の秘密の保護に向けた
従業員教育・訓練の実施状況についても報告を求め、
計画・実施状況を確認

<参考：(一社)信書便事業者協会における委託先向け講習会概要>

- ✓ 令和7年度から開始
- ✓ 年4回実施予定
(4, 6, 8, 10月を予定)



(テキストのイメージ)